

## 5 写真

写真の作成方法です。

### 5.1 様式及び写真の作成方法

オンラインで提出する場合と書面で提出する場合とに共通する注意点です。

項目又は内容	注 意 点
写真の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各図を表す写真は、いわゆる背景部を含めて、横 150 mm、縦 113 mm を超えて表すことはできません。</li> </ul>
写真の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>各図を表す写真ごとに、図面と同様に、その種類に応じ【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【表面図】、【裏面図】、【展開図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、【正面、平面及び右側面を表す図】、【画像図】等のように表示し、また、これらの図が参考図である場合は、【使用状態を表す参考斜視図】のように、その旨も表示してください。</li> <li>各図の掲載順は<b>意匠の特徴がもっともよく表される写真</b>(例えば、「正面図」、「正面、平面及び右側面を表す図」等)から<b>順次表示するようにしてください</b>。</li> <li>形状等の説明や使用状態を示すために部位の名称を表記した線や矢印等出願意匠以外のものを描き加えた写真は、【○○参考図】等と表示し、当該意匠の構成要素のみを描いた「必要図」の後に記載してください。</li> <li>なお、これらの場合において、<b>複数の図の表示が同一(重複)とならないように注意してください</b>。</li> </ul>
立体的な意匠を表す写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>立体的な意匠を表す写真は、正投影図法により各図同一縮尺で撮影した【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】及び【底面図】など意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載してください。</li> </ul>
平面的な意匠を表す写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面的な意匠を表す写真は、各図同一縮尺により撮影した【表面図】及び【裏面図】など意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載してください、</li> </ul>
記載した図を他の図に代える場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載した図を他の図に代える場合は、【意匠の説明】の欄に「○○図は○○図と対称(又は同一)に表れる。」のように記録(記載)してください。</li> <li>「【書類名】写真」の中で、図の表示を付して、○○図と対称(又は同一)に表れる旨を(記録)記載することはできません。</li> </ul>

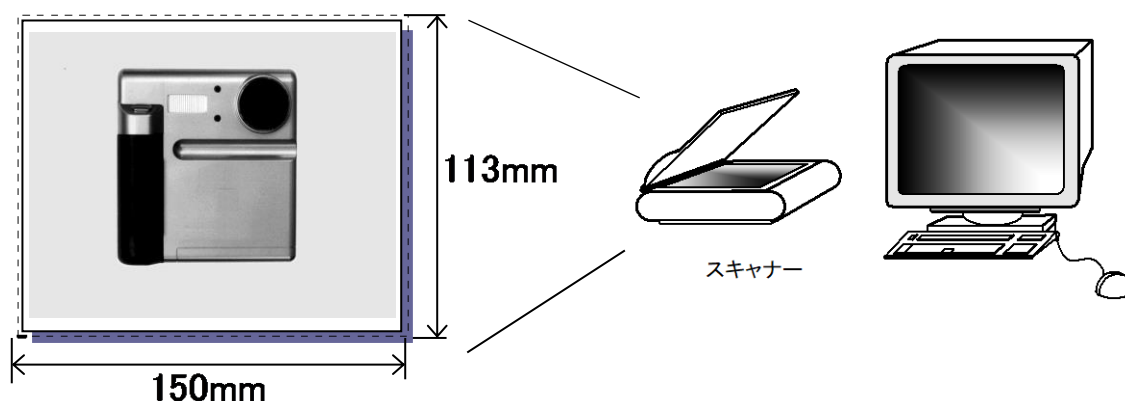
## 5.2 オンラインで提出するときの注意事項

オンラインで願書とともに送信された写真は、それ自体が原本となり特許庁のファイルに記録されます。

したがって、オンラインで提出する場合は、特許庁に送信する電子ファイルに意匠が明確に入力されている必要があります。また、審査、登録公報への掲載及び閲覧等はこの電子原本をもとに行われますので、写真の撮影、現像及びその電子化には十分注意してください。

### 説明 5.2.1 具体的な作成方法

- ① 横150mm、縦113mm以内に収まるように現像した写真を、各図ごとにスキャナー等を用いて電子化します。この場合、各図の縮尺が同一になるように注意してください。



- ② 電子化した写真は各図ごとに適当なファイル名をつけて保存します。写真は、カラー写真、色彩を付さない写真（いわゆるモノクローム写真）に関わらず全てJPEG形式の解像度200dpi（縦・横共に）で保存します。なお、JPEG形式の圧縮率は任意でかまいません。

#### ●\* ファイル保存形式について

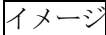
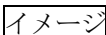
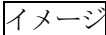
意匠登録出願の場合、写真は全てJPEG形式の解像度200dpiで保存することになっています。

写真を、PNG形式、BMP形式またはGIF形式で保存すると、現された意匠が不明確になりますので、ファイルを保存する際には注意してください。

- ③ 保存した各図のファイルを、作成した願書中のイメージファイル挿入位置に[ファイルにリンク]操作で挿入します。

### 説明 5.2.2 記録項目及び記録内容の注意点

図面に代えて写真をオンラインで提出する場合の注意点は、次のとおりです。その他はオンライン出願による図面の注意点及び従来の写真様式と同様です。

項目又は内容	注意点
「写真」の添付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「写真」は願書記録項目に続けて記録します。</li> <li>・ まず、【書類名】の欄を設け、「写真」と記録してください。その次に図面を順次記録します。</li> <li>・ また、写真と図面の両方を用いる場合（例えば、必要図を写真で表し、参考図を図面を用いて表す等）は、次のように【書類名】の欄を繰り返し設けて記録してください。</li> </ul> <p>【書類名】 写真</p> <p>【正面図】  </p> <p>【背面図】  </p> <p>・          ・ (省略)</p> <p>・</p> <p>【書類名】 図面</p> <p>【使用状態を表す参考図】  </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各図の掲載順は<b>意匠の特徴がもっともよく表される写真</b>（例えば、「正面図」、「正面、平面及び右側面を表す図」等）から<b>順次記録</b>するようにしてください。</li> <li>・ 形状等の説明や使用状態を示すために部位の名称を表記した線や矢印等出願意匠以外のものを描き加えた写真は、【○○参考図】等と表示し、当該意匠の構成要素のみを描いた「必要図」の後に記載してください。</li> </ul>
文字（図面中、意匠に含まれる文字を除く。）の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書類名及び図の表示の文字は、日本産業規格 X0208 号で定められている文字を用いてください。</li> <li>・ 半角文字並びに「【」、「】」、「▲」、及び「▼」を用いることはできません（欄名及び図の表示の前後に「【」及び「】」を用いるときを除きます。）。</li> <li>・ 使用できる文字の一覧については、電子出願サポートサイトの<a href="#">コード表</a>を参照してください。</li> </ul>

## 5.3 書面で提出するときの注意事項

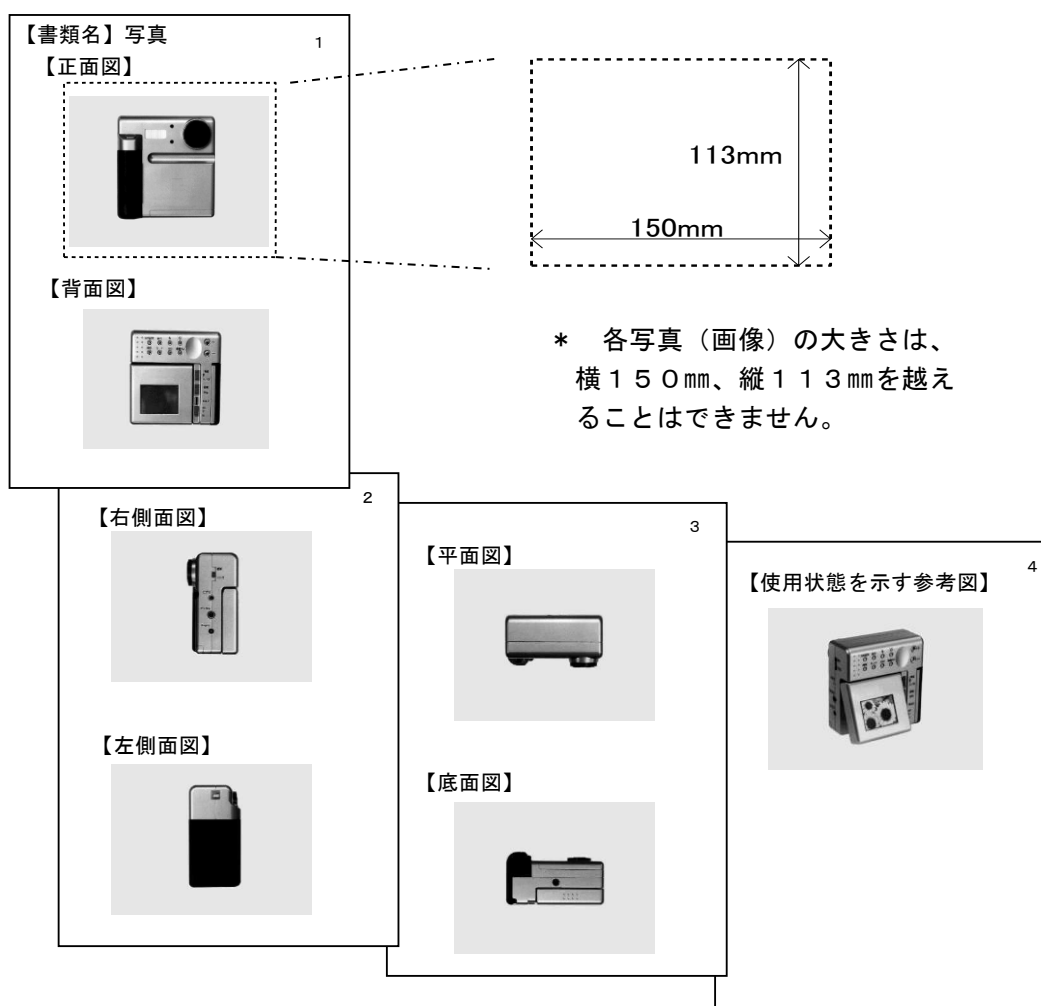
書面で提出された写真は、電子化し特許庁のファイルに記録されます。

審査、登録公報への掲載及び閲覧等はこのファイルに基づき行いますので、提出する写真は電子化を前提として意匠が明確に表されるように作成してください。

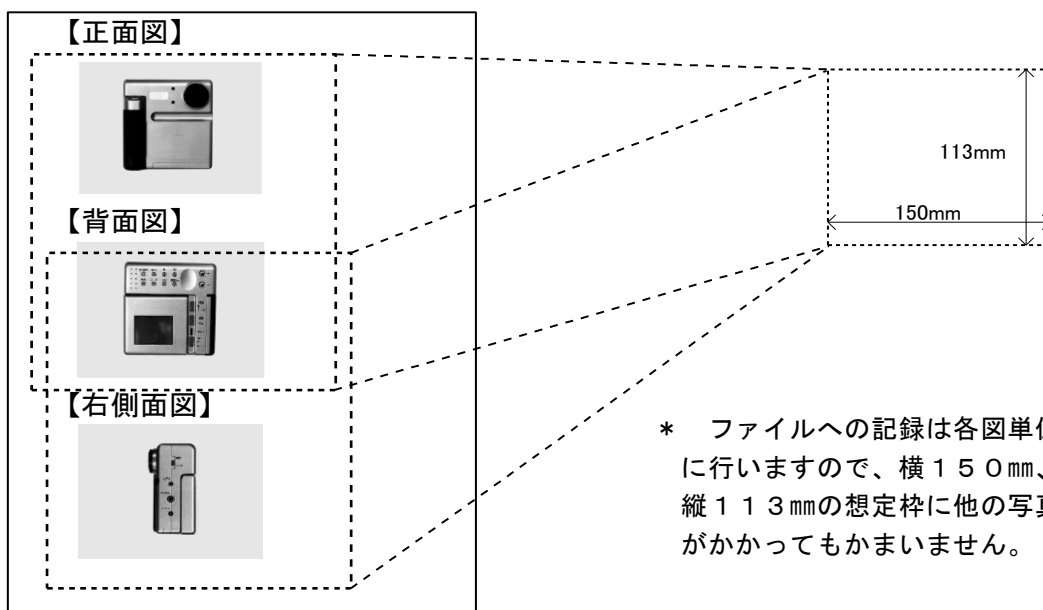
### 説明 5.3.1 具体的な作成例

以下に、基本的な作成例と、認められない典型的な例を示します。

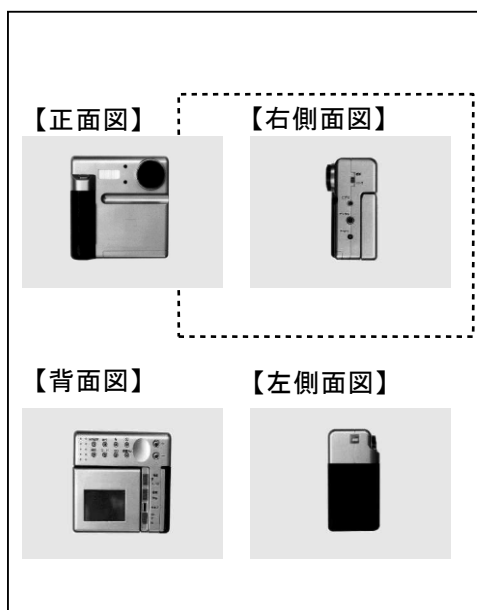
(基本的な作成例)



(認められる例)



(認められない例)



**説明** 5.3.2 記載項目及び記載内容の注意点

写真を書面で提出するときの注意点は、次のとおりです。

項目又は内容	注意点
用紙の向き	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面で提出する場合、用紙は縦長に用いることに限られます。</li> </ul>
文字（写真中、意匠に含まれる文字を除く。）の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類名及び図の表示の文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りよかつ容易に消すことができないように書いてください。</li> <li>半角文字並びに「【】」、「】」、「▲」、及び「▼」を用いることはできません（図の表示の前後に「【】及び「】」を用いるときを除きます。）。</li> </ul>
書面で提出する場合の写真（画像）の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>一の写真（画像）は、複数ページにわたって貼りつける（或いは現像する）ことはできません。</li> <li>また、写真（画像）を横に並べて貼りつける（或いは現像する）ことはできません。</li> </ul> <p style="text-align: center;">→ 「説明」5.3.1 具体的な作成例 [p.65]の「認められない例」</p>
ページ数の記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入してください。</li> </ul>
意匠番号の記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数意匠一括出願手続の願書に添付する写真を書面で提出する場合、ページの上の余白部分の左端に「意匠○」のように意匠番号を記入してください。</li> </ul>